

借 用 書

令和 年 月 日

熊本市（人権政策課） 様
熊本市人権啓発市民協議会事務局 様

住 所	
電 話	※必ずご記入ください
職場名	
氏 名	

規則（裏面）を遵守し、下記のとおり借用いたします。

記

整理 番号	ビデオ・DVD 紙芝居・パネル (○で囲む)	番号	タイトル名
機材 (○で囲む)		プロジェクター・スピーカー・ビデオデッキ・ DVDプレーヤー・スクリーン	
ビデオデッキ等 再生機器の作動確認 (○で囲む)		作動に 1 異常無し → 貸出し可 2 異常有り → 貸出し不可	
利用対象者 (○で囲む)		職員・高校生・中学生・小学生・幼児・ その他 ()	
利用対象者数		名	
借用期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 () 日間	

返却日	確認者	損傷内容
令和 年 月 日		

- ※注意 1. 借用期間内に返却してください。
2. 損傷、紛失等がありましたら、速やかに申し出てください。

熊本市及び熊本市人権啓発市民協議会では、人権教育・啓発用ビデオ（DVD）・紙芝居等の貸し出しを無料で行っています。

原則として、熊本市人権啓発市民協議会会員の方、市内に所在する教育機関・学校・企業・団体等を対象にしています。研修、学習会などにお気軽にご利用ください。

貸出

- （必要なもの） *借用書（事務局にもあります）
- （貸し出すもの） *人権教育啓発用ビデオ・DVD
 - *人権紙芝居
 - *パネル
 - *ビデオデッキ、DVDプレーヤー
 - *プロジェクター、スピーカー
 - *スクリーン
 - *紙芝居舞台（B4 サイズ対応）

申請

（手順）1. **事前に電話等で予約を行ってください。**

（予約なしでも、他に予約がない場合は当日でも貸し出しできます。）

2. 貸し出し当日、借用書に必要事項を記入して提出してください。

貸出期間・数

※1回のご利用は、ビデオ・DVD3本以内、紙芝居3セット以内で、1週間（7泊8日）までとします。期間を延長したい場合は、一度返却して、再度貸出しを申請してください。返却予定日に返却できないやむを得ない事情が発生した場合は、事務局へ連絡の上、翌日（土・日・祝日を除く）の午前9時までに必ず返却してください。

転貸禁止

借りたビデオ・紙芝居などの転貸、複製、料金を徴収するなど営利行為は著作権法により禁じられています。違反した場合は、使用許可を取り消し、貸し出した機材を返却していただきます。また、その責めは貸出しを受けたものが負うことになります。

き損による賠償

※機器、ビデオ・DVD・紙芝居・パネルの損傷等異常があった場合は、速やかにその旨を報告してください。使用者が破損した場合は、顛末書を提出していただきます。また、紛失又は重大な過失によりき損した場合は、弁償していただきます。

その他

啓発ビデオは高価なものです。ビデオを再生する前に必ず別のテープにより再生機器の作動確認をしてください。

事前の予約・問い合わせ先
熊本市人権啓発市民協議会事務局（人権政策課内）
TEL 096-328-2333（市役所12階）
URL <http://lovemin.jp/>